

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第2回 瑞穂市都市計画審議会
開催日時	平成30年1月11日(木曜日) 午後1時30分から午後3時30分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
議題	議案 (1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(案)について (2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について
出席委員 欠席委員	出席委員 倉内文孝(会長)、常川良史、若園正博、 杉原克巳、松野貴志、近藤真章、竹林成熙、 古川貴敏、倉田智之、高田里美、松野守男、 廣瀬修 欠席委員 広瀬武雄
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公開・非公開
傍聴人数	1人
審議の概要	(1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(案)について ◆内容 瑞穂市第2次総合計画などの上位関連計画の策定、国の政策転換(集約型都市構造への再編)などの情勢変化を受けて、改定作業を進めてきた瑞穂市都市計画マスタープラン(案)について、諮問を行った。 ◆審議の結果 附帯意見を付して案を適当であると認められました。 (2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について ◆内容 都市計画法及び建築基準法の改正に対応した岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について、諮問を行った。 ◆審議の結果 案を適当であると認められました。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp

平成29年度 第2回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 平成30年1月11日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
出席者 倉内文孝（会長）、常川良史、若園正博、杉原克巳、松野貴志、
近藤真章、竹林成熙、古川貴敏、倉田智之、高田里美、松野守男、
廣瀬修
以上12名
欠席者 広瀬武雄
事務局 藤井政策企画監、
鹿野都市整備部長、若園都市開発課長、江崎都市開発課総括課長補佐、
小森主査
以上5名
傍聴人数 1名

1. 議題

(1) 瑞穂市都市計画マスタープランの改定（案）について

事務局： それでは皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、平成29年度第2回都市計画審議会を始めさせていただきます。本来ですとここで市長がご挨拶申し上げるところでございますが、所用で席を外しておりますので、代わりまして都市整備部長よりご挨拶申し上げます。

都市整備部長： 皆様、こんにちは。
年が明けてすぐということ、なかなか落ち着かないところではございますが、本日は大変お忙しい中、委員の皆様方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。こちらのメンバーは、今年の6月1日から2年間ということで、従来の委員の方もお見えになりますが、新たに都市計画審議会委員にご就任いただいた方もございますので、皆様方の顔ぶれとしては初回になるかと思っております。
今回、市長から諮問をさせていただきます都市計画マスタープランにつきましては、平成27年から前都市計画審議会委員の皆様方をはじめとしまして、地域別懇談会というような形で地域の方々のご意見を伺いながら、またパブリックコメントも含めまして、さらにこの都市計画審議会では、従来であれば諮問・答申というような形を取るところを、従前のやり方ではなく、委員の皆様方に十分な審議の時間を取るというような形で3回ほど開催させていただいたと思っております。
今回は、その最終案がとりまとまったということで、市長から諮問をさせていただくということになりますので、委員の皆様方には慎重で十分闊達な議論をいただきまして、より良い答申をいただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。
最初に、本日の審議会は委員13名のうち12名の方のご出席をいただいております。瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定めます2分の1の定足数に達していることをご報告させていただきます。
それでは、本日ご参集をいただいております委員におかれましては、平成31年5月31日までの任期でご就任をいただいております。本日が初めての審議会になりますので、事務局より各委員のご紹介をさせていただきます。お手元に配付しております委員名簿に基づきまして、順次ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願い致します。
まず、瑞穂市議会議員の委員からご紹介を致します。
・・・（委員の紹介）・・・
次に、関係行政機関の委員をご紹介致します。
・・・（委員の紹介）・・・
最後に、識見を有する者の委員をご紹介致します。
・・・（委員の紹介）・・・
続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
・・・（事務局の紹介）・・・
続きまして、本日の会議に入ります前に、まず2点ほどご説明を致します。
まず1点目でございますが、本会議につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。また、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条に基づきまして、傍聴者を10名まで認めるものとしてホームページ等で開催の案内をしております。
2点目につきましては、本審議会の会議録につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第15条に基づき作成をするものとしまして全文筆記とさせていただきます。
この会議録につきましては、後日、市のホームページ等により公開をさせていただきますこととなります。
また、審議会での取り決めによりまして、発言者等の氏名を公表せず「委員1」、「委員2」との記載により作成することとしますので、よろしくお願い致します。
続きまして、瑞穂市都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により審議会会長の選任をお願い致します。
会長につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条に基づきまして「学識経験のある者から委員の選挙によってこれを定める」となっておりますので、学識経験のある方からの選任をお願い致したいと思っております。
いかがでしょうか。

(・・・)

事務局： 委員からのご推薦がないようですので、事務局より提案をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、事務局の案と致しまして倉内委員を推薦したいと思います。倉内委員は岐阜大学におきまして、まちづくりの根幹的な施設である道路の交通ネットワークデザインや公共交通ネットワークの構築、道路ネットワークを有効に機能させるための交通マネジメント等、社会基盤に関する研究を進められておきまして、まちづくりに関しましても精通さ

れております。また、これまでも審議会の会長としてご尽力いただいておりますので、ぜひともお願い致しますと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： ありがとうございます。
皆様のご賛同を得られましたので、会長を倉内委員にお願いすることと致します。よろしくお願い致します。
続きまして、職務代理者の選任をさせていただきたいと思っております。瑞穂市都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願い致します。

会長： それでは、職務代理者につきまして、常川委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長： よろしく申し上げます。

事務局： 続きまして、本来ですと市長より本審議会の諮問書の提出をさせていただくところですが、前の公務が遅れておりますので、もうしばらくお待ちいただけますでしょうか。

都市整備部長： 市長は、到着までにもう少し時間がかかるとのことですので、このまま引き続き進めさせていただくということで、私のほうから提出をさせていただくといったことで、よろしいですか。

会長： 皆さんが問題ないようであれば、皆さんお忙しいでしょうから進めさせていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

都市整備部長： 本日は議題を2点、審議会へ諮問させていただきますのでよろしくお願い致します。

1つ目は、瑞穂市都市計画マスタープランの改定(案)について諮問させていただきます。瑞穂市都市計画マスタープランを別紙のとおりに改定したいので、諮問致します。

2点目は、岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について諮問させていただきます。岐阜都市計画地区計画(宝江地区)を別紙のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により諮問致します。よろしくお願い致します。

(諮問書の提出)

事務局： ありがとうございます。それでは、ここからの進行は倉内会長にお願いを致します。

会長： 皆様、本当は先ほどご挨拶をしなければいけなかったところだったのですが、引き続きまして会長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。なかなか拙い進行になるかもしれませんが、皆様のご協力により、良いものができればと思いますし、今2つ諮問いただいておりますので、皆さんの闊達なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
それでは、始めたいと思います。
まずは事務局に確認致します。本日の傍聴希望者はございますか。

事務局： はい、ございます。本日の審議会につきまして、ホームページ等で開催の案内を致しましたところ、本日1名の方の傍聴希望がございました。

会長： それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長： ありがとうございます。それでは傍聴希望者の入室のご案内をお願いします。

(傍聴者入室)

会長： それでは、議事に入る前に資料の確認と傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。
まず、お手元に配布しております次第がA4で1枚、審議会委員の名簿、「瑞穂市都市計画マスタープラン(案)」という小冊子がございます。それから、A3用で1枚「宝江地区の良好なまちづくりを目指して」というパンフレットでございます。最後に、A4横の「平成29年度第2回都市計画審議会」という冊子のもの。
資料は以上でございますが、不足資料等はございませんでしょうか。
続きまして、傍聴人の方におかれましては、配布をしております資料において、いま一度注意事項のご確認をお願い致します。資料にありますとおり、会議中のご発言等はできませんのでよろしくお願い致します。また、公開ということで傍聴が認められておりますが、録音や録画、写真撮影等は認められておりませんのでご遠慮いただきますようお願い致します。
なお、事務局につきましては、記録の作成と保存のため、録音や写真の撮影等を行わせていただきます。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。
それでは、審議に入りたいと思います。
本日ご審議をお願いいたします案件は2件ございまして、1つ目が瑞穂市都市計画マスタープランの改定（案）について、2つ目が岐阜都市計画地区計画（宝江地区）の変更（案）についての2件になります。
まず1つ目、瑞穂市都市計画マスタープランの改定（案）について事務局から説明をいただき、その後に各委員からのご質問等々をいただきたいと思います。その後、2つ目の宝江地区の地区計画の変更（案）について同様の手順で進めていきたいと思います。質疑につきましては、挙手の上、私のほうから指名させていただきますので、その後にご発言いただきますようよろしくお願い致します。
また、本日の会議は午後3時半までの2時間を予定しております。限られた時間の中でのご審議になりますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。
それでは早速、（1）瑞穂市都市計画マスタープランの改定（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局： 都市開発課の小森です、よろしく申し上げます。座って失礼します。前のスクリーンにて説明をさせていただきますが、事前にお配りしておりますA4横の資料をもとに、説明させていただきますので、併せてごらんください。
まず1つ目の（1）瑞穂市都市計画マスタープラン（案）の改定について説明をさせていただきます。
こちらの6つの項目について、順に説明を行います。
まず、都市計画マスタープランとはについてです。
都市計画マスタープランとは、土地の使い方や道路、公園、下水道等の都市施設、自然環境、景観といった都市を構成するさまざまな要素を今後どのようにしていくか方向づけるものです。位置づけとしては都市計画法第18条の2に基づく、市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。上位計画の瑞穂市総合計画や岐阜都市計画区域マスタープランに即した将来ビジョンを示すものです。また、役割としましては大きく3つありまして、市民等との長期ビジョンの共有や個別事業、施策を展開する上でのよりどころ、協働のまちづくりの推進となっております。
続いて、これまでの瑞穂市都市計画マスタープランの経緯について説明をします。
瑞穂市では、平成20年9月に瑞穂市で最初の瑞穂市都市計画マスタープランを策定しております。その後、平成23年10月には個別施策の展開に必要な方針を追記する一部改正を行い、それを行ったものが現行のマスタープランとなっております。その後も情勢は変化しておりまして、平成27年1月には、市北西部地域が準都市計画区域に指定されており、また平成28年3月には、第2次総合計画の策定が行われております。さらに国の政策も変化しておりまして、特に、都市の持続性に係る問題や課題の解決に向けて集約型都市構造への再編へと大きく転換しております。これらの情勢の変化に合わせて、瑞穂市都市計画マスタープランの改定を行うこととしております。
これまでの都市計画マスタープランの改定に向けた協議等の経緯は、こちらに示すとおりです。真ん中の市民意向聴取としましては、パブリックコメントを2回、地域別懇談会を地域ごとに1回行っております。ま

た、この都市計画審議会では、全体構想素案、地域別構想素案、全体計画素案と段階ごとに意見聴取してまいりました。これらを経まして出来あがったマスタープランについて、本日、諮問を行いまして、答申をいただいた後に3月議会での議決へと進めていく予定となっております。続いて、瑞穂市都市計画マスタープラン（案）の改定について説明をします。まず、マスタープランの構成についてですが、「導入編」「全体構想編」「地域別構想編」の大きく3つに分かれております。第1章、第2章では、マスタープランの策定にあたり、国の政策や本市の現状を踏まえた都市づくりのあり方を述べております。次に第3章から第5章の「全体構想編」では、根幹となる都市づくりの目標・考え方と、4つの分野についての整備・誘導方針を述べております。そして、第6章から第13章の「地域別構想編」では、7地域ごとに地域づくりの方針と重点施策をまとめております。

続いて、内容について具体的に説明をしていきます。このマスタープランの目標年次は、改定前と同じく平成37年としておりますが、上位計画の改定や法令の改正、市の拠点の位置づけの変更など、著しい変化が生じた場合には必要に応じて見直しを行うこととしております。また、これからの都市づくりに向けては、国の政策を踏まえた集約型都市構造への転換と市の現状を踏まえた住宅都市としての魅力向上と多様な地域資源を活かした都市活力の向上を目指していくとしています。

まず、都市づくりを行っていくにあたりまして、瑞穂市の主要課題をこちらにあります「都市機能」「土地利用」「都市基盤」「都市環境その他」の4つの視点からまとめています。例えば都市機能としては、人口増加の維持に向けた若者の定住を促進する良好な住環境の形成。土地利用としては、都市活力や生活利便性の向上に向けた、商工業系の土地利用の充実、都市基盤としては、都市施設整備や土地区画整理事業の着実な推進、都市環境その他では、道路、公園、堤防等の防災インフラの充実や適正管理などが挙がっております。

次に、先ほどの主要課題を踏まえまして、都市づくりのビジョンとして瑞穂市の目指す都市の将来像を「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」としてしております。また、この都市の将来像の実現に向けて4つの都市づくりの目標を掲げております。1つ目は「誰もが安心して暮らし続けられる都市づくり」、2つ目は「活力や賑わいを創出する都市づくり」、3つ目は「多様な交流を創出する都市づくり」、4つ目は「自然や環境と調和する都市づくり」となっています。

続いて、それぞれの目標について説明をしていきます。

まず、都市づくり目標1、「誰もが安心して暮らし続けられる都市づくり」としては、①JR穂積駅周辺をはじめ、過度に自動車に頼らず暮らせる日常生活圏を備えた、利便性の高い都市づくりを進めていきます、②超高齢社会や南海トラフ巨大地震、集中豪雨のリスク等に対応した、誰もが生涯健康で安全、安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていきます、③地域の生活基盤となる道路、公園、下水道等が充実した、良好な住環境やコミュニティの維持、育成につながる都市づくりを進めていきます、としています。

2つ目の目標では、「活力や賑わいを創出する都市づくり」として、①国道21号を大動脈としたきめ細やかな幹線道路ネットワークが形成され、活発な産業活動や交流拡大につながる都市づくりを進めていきます、②賑わいのあるまちの顔や活力のある産業集積が形成され、これらが市全体の持続的な発展を牽引するような都市づくりを進めていきま

す、③民間活力や既存ストックの活用等によって都市運営の効率化が図られ、持続的な発展が可能となる都市づくりを進めていきます、としています。

続いて、都市づくりの目標3ですが、「多様な交流を創出する都市づくり」としまして、①中山道、美江寺宿等の特色ある歴史、文化資源を最大限に活かした、市民が誇りを持ち、多くの人を訪れたい都市づくりを進めていきます、②市民がスポーツやレクリエーション、文化活動等を身近で楽しめ、市民同士の交流が活発な都市づくりを進めていきます。③点在する歴史、文化資源や公園等が有機的にネットワークし、多様な交流や各施設の利用増進につながる都市づくりを進めていきます。続いて都市づくりの目標4では、「自然や環境と調和する都市づくり」としまして、①多くの一級河川や農地等による田園風景を活かした、美しく、自然に親しみを感じることでできる都市づくりを進めていきます、②利便性の高い公共交通体系や緑豊かな住環境等を備えた、地球環境にやさしい持続可能な都市づくりを進めていきます。

続いて、こちらが先ほどの4つの都市づくりの目標からなる、将来都市構造となります。主要なところに拠点を設けまして、それらを公共交通などのネットワークでつなぎ、持続可能なまちづくりを進めていきます。

続いて、土地利用構想についてです。基本方針を「良好な住宅市街地の形成や田園環境の保全及びこれとの調和」とし、こちらの8つの土地利用区分を設定しております。それでは個別に見ていきます。

具体的には、①住宅地（街なか居住）では、こちらは穂積駅周辺の地区になりますが、都心部の利便性の高い住宅地として、低層の戸建て住宅から中高層の集合住宅までの多様な住宅と生活利便施設や業務施設等が調和しながら立地する土地利用を図ります。

②住宅地（周辺・郊外居住）では、1つ目、低層の戸建て住宅や低・中層の集合住宅を中心としながら生活利便施設もある程度立地する、快適性と利便性を備えた良好な住宅地としての利用を図ります。

2つ目、地域生活拠点として位置づけられる地区やこれに連絡する幹線道路の沿道では、生活利便施設が集積する、周辺地域住民の日常生活を支える土地利用を図ります。

3つ目、農地等による田園風景のある地域に近接する地区では、農と共生したゆとりある良好な住宅地としての利用を図っていきます。

③商業地では、JR穂積駅周辺と犀川周辺地区になりますが、広域的な集客力を有するものを含む、生活利便施設を中心とした土地利用を図っていきます。

2つ目、都市拠点として位置づけられる場所では、生活利便施設や業務施設、中高層の集合住宅等の多様な機能が集積、複合化する利便性と魅力を備えたまちの顔としてふさわしい土地利用を図っていきます。

④住工共存地では、1つ目、住環境と操業環境との調和を目的に工場と住宅等が共存する土地利用を維持します。

2つ目、住宅が土地利用の主体となるなど、今後の土地利用動向に大きな変化が見られる場合は、長期的な視野のもと、土地利用のあり方を検討していきます。

⑤工業地では、幹線道路への近接性を活かし、周辺環境との調和にも十分留意しながら、工場や流通、業務施設等を主体とした土地利用を図っていきます。

⑥沿道複合地では、1つ目、広域的な幹線道路の沿道という利便性を活

かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や流通施設、業務施設等が立地する、非住居系を基本とした土地利用を図っていきます。

2つ目、市街地外については、市街化調整区域等の性格や周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、地域資源を活用した6次産業施設や東海環状自動車道（仮称）大野・神戸IC等への近接性を活かした流通、業務施設の立地をはじめ、地域の活性化に寄与する適正かつ合理的な土地利用を図っていきます。

続いて、⑦農業、集落地では、1つ目、良好な営農環境や景観等を支える優良農地の保全を図っていきます。

2つ目、集落地については、周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図っていきます。

3つ目、地域生活拠点として位置づけられる地区では、生活利便施設が多く立地する、周辺地域住民の日常生活を支える土地利用を図っていきます。

4つ目、周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、地域の活性化に寄与する新たな産業（6次産業等）の土地利用を検討します。

最後に、⑧自然環境地では、1つ目、多様な生態系の生息域として自然環境の保全を図っていきます。

2つ目、市民の憩い、環境教育、健康づくり等に寄与する場として有効活用を図っていきます。

以上、これらの8つの土地利用区分をもとに規制、誘導を行っていきます。

それでは続きまして、分野別都市づくり計画についてです。先ほどまでの将来都市構造と土地利用構想の実現に向けて、ここにあります「道路、交通づくり」「水、緑づくり」「市街地づくり」「都市環境づくり」の4つの分野ごとに都市計画施策の整備誘導方針を示しています。まず、1つ目「道路、交通づくりの方針」ですが、自動車交通の利便性を高め、活発な産業活動や交流拡大を促進するため幹線的な道路の整備を計画的に進めていきます。また、歩行者や交通弱者の視点に立った交通環境の充実にも積極的に取り組んでいきます。施策としては、こちらの幹線道路の整備、安全、快適な道づくり、公共交通の充実を進めていきます。

こちらが、その方針図になりますが、例えば幹線道路の整備に関する施策としては、こちらのピンク色で示してありますが、主要地方道岐阜県南大野線バイパスの未整備区間の整備、また、公共交通の充実に関する施策としては、右下にありますバス路線として運行路線や運行本数等の見直しの検討としております。

続いて、2つ目「水、緑づくりの方針」ですが、基本方針を市民の憩い、ふれあい、健康づくり等の利便性を高めるため、市を代表する大きな公園や身近で気軽に利用できる公園の整備を計画的に進めていきます。また、河川を中心とした公共用水域については、いつまでも美しく、安らぎや親しみを感じることができるよう、下水道の整備を通じて水質保全を図っていくとしています。施策としては、公園の整備、緑豊かで潤いのある空間づくり、公共用水域の保全としております。

こちらが、その方針図となりまして、例えば「緑豊かで潤いのある空間づくり」としましては、左下にあります犀川での河川改修に合わせた親水空間整備や、右上にあります都市計画区域内での公共下水道の整備などが挙げられます。

続いて、3つ目「市街地づくり方針」としましては、基本方針を活発な都市活動や快適、便利な日常生活を支える良好な市街地環境を形成するため、適正かつ合理的な土地利用とともに、その土地利用の土台となる道路、公園等の都市基盤の整備、確保を進めていきます。

なお、JR穂積駅周辺、その他拠点的な場所については、利便性が高く魅力的なまちの顔の形成など、都市づくり全体の先導的な役割に留意し、これらの施策を重点的、一体的に推進していきます。また、施策としては、都市基盤の整備や適正、合理的な土地利用、拠点地区の整備が挙げられます。

こちらが、その方針図となります。例えば適正、合理的な土地利用に関する施策の例としましては、こちらの右上にあります準都市計画区域内での土地利用のルール、利活用の検討として、特定用途制限地域、工業導入地域等が挙げられます。また、拠点地区の整備としましては、右下にあります穂積駅周辺地区として、まちの顔としてふさわしい機能集積、公共空間の整備が例として挙げられています。

最後ですが、4つ目「都市環境づくり方針」としましては、基本方針の質の高い良好な都市環境を形成するため、土地利用施策、公共交通施策、市街地整備との連携にも留意しながら、防災性、防犯性の向上や良好な景観の形成、地球環境の保全の観点による取り組みを計画的に進めていきます。施策としては、防災性の向上、良好な景観の形成、地球環境の保全が挙げられます。

こちらがその方針図となりまして、例えば防災性の向上に関する施策の例としては、右上にあります緊急輸送道路沿道等の建築物の重点的な耐震化や、公共下水道等の計画区域においては下水道、雨水排水施設の整備としております。

つぎに、ここからは地域別構想になります。これまでの都市づくりの主要課題、全体構想の各分野の基本方針、各地域の現況と特徴を踏まえて、7つに区分した地域ごとに、まちづくりの方向性を定めていきます。

これから、それぞれの地域別の構想について説明を行います。

まず、生津地域です。地域づくりの方針は「充実した都市基盤を活かした産業と住宅地が共生した利便性の高い地域づくり」としています。具体的には、馬場交差点周辺において、生活に身近な商業、サービス、医療、福祉施設等を維持、不足等が生じた場合には集積し、利便性の高い地域生活拠点の形成を図っていきます。さらに幹線道路沿道においては、交通利便性の高さを活かした産業（商業、工業、流通、業務等）の積極的な誘導により、産業機能のより一層の強化を図っていきます。また、都市基盤の整備、長良川、糸貫川等の自然環境の保全、活用や市街地の緑化を推進し、良好な住環境の形成を図っていきます。

こちらが、先ほどの方針に向けてのそれぞれの分野ごとの重点施策を図示したものになります。

続いて、本田地域です。地域づくりの方針は、「歴史、自然と調和し、良好な都市基盤を備えた地域づくり」としています。五六川、糸貫川等の河川、中山道の往時をしのばせる街並みなどを活用し、地域の魅力向上と活性化を図っていきます。JR穂積駅周辺、主要地方道岐阜県南大野線などの幹線道路沿道における商業、サービス、医療、福祉施設等の集積により、人口増加に対応した生活利便性の向上を図っていきます。また多面的な機能を有する農地や河川等の自然環境に配慮した、低未利用地の計画的な活用により、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成を図つ

ていきます。

こちらが先ほどの方針に向けての、それぞれの分野ごとの重点施策を図示したのになっています。

続いて、穂積地域です。地域づくりの方針は、「まちの顔として多様な都市機能が集積した、賑わいと交流が生まれる地域づくり」としています。JR穂積駅周辺において、まちの顔としてふさわしい都市機能の集積、交通結節機能の強化、都市空間整備を推進し、多様な交流を促進します。また、交通利便性の高さを活かし、国道21号や主要地方道北方多度線などの幹線道路沿道において、都市活力の向上に資する産業（商業、工業、流通、業務等）の集積を図っていきます。また、都市基盤（公園、緑地、下水道等）の整備推進や、用途混在の解消や操業環境との調和、市街地の防災性の向上により、安全で快適な住環境への改善を推進していきます。

先ほどの方針に向けて、それぞれの分野ごとの重点施策を図示したものが、こちらになっております。

続いて、牛牧地域です。地域づくりの方針は「豊かな自然と調和し、安全で快適に暮らし続けられる地域づくり」としています。河川（犀川、五六川等）や犀川遊水地の自然環境、田園風景等と調和した計画的な土地利用を推進していきます。また、犀川周辺地区や十九条駅周辺地区、幹線道路沿道等において、生活に身近な商業、サービス、医療、福祉施設等の集積を図るとともに、用途混在の解消や操業環境との調和、市街地の防災性の向上や治水対策の推進により、安全で快適な住環境の形成を図っていきます。また、交通利便性の高さを活かして、国道21号などの幹線道路沿道において、都市活力の向上に資する産業（商業、工業、流通、業務等）の集積を図っていきます。

こちらが先ほどの方針に向けてのそれぞれの分野ごとの重点施策を図示したのになります。

続いて、南地域です。地域づくりの方針は、「活力ある産業集積を備え、歴史、自然と調和した新たな魅力を生み出す地域づくり」としています。都市間、拠点間の連絡を強化する市道西部環状線の整備を推進するとともに、国道21号沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、商業機能、住居機能等を形成する土地利用を検討していきます。また、公共交通を活かすため、横屋駅周辺を中心とした低未利用地の計画的な活用により、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成を図っていきます。小簾紅園など中山道の往時を忍ばせる歴史的資源、河川（揖斐川、犀川）や農地の自然環境の保全、活用を図っていきます。

こちらが、先ほどの方針に向けて、それぞれの分野ごとの重点施策を図示したのになっています。

続いて、中地域です。地域づくりの方針は「農、住、工の機能調和と歴史、文化の活用による、個性豊かな地域づくり」としています。生活基盤（道路、下水道等）の整備により住環境の改善を図るとともに、幹線道路沿道などにおいて、生活に身近な商業、サービス、医療、福祉施設等の集積を促し、生活利便性の向上を図っていきます。さらに、農地の保全による農業の振興と一団の工場の操業環境を維持するため、必要な都市計画制度の検討を行っていきます。また、美江寺宿などの歴史的景観や地域資源の保全、活用により、観光、交流機能を強化し、地域の活性化を図っていきます。

こちらが、先ほどの方針に向けてのそれぞれの分野ごとの重点施策を図示したのになっています。

最後に西地域です。地域づくりの方針を「交通利便性の向上を活かした都市機能の強化と特色ある農村環境、自然環境の共生による、活力ある地域づくり」としています。将来、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸ICに近接するという地域性とアクセス道路である主要地方道岐阜県南大野線バイパスの整備に伴う交通条件を活かし、産業の集積を図っていきます。また、河川（揖斐川、根尾川、犀川等）の自然環境、柿畑などの果樹園や花き農地、水田等の農村風景、伊久良河宮跡などの歴史資源等を保全、活用し、地域の魅力向上を図っていきます。県南庁舎周辺において、公共公益施設や生活に身近な商業、サービス、医療、福祉施設等の集積を図り、西部の拠点としてふさわしい地域生活拠点の形成を図っていきます。

こちらが先ほどの方針に向けてのそれぞれの分野ごとの重点施策を図示したものになります。

以上が、都市計画マスタープランの説明となります。

会 長： ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから（1）瑞穂市都市計画マスタープランの改定（案）に関して説明をいただきました。ご意見、ご質問等お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。いきなりたくさん説明がなされましたので、なかなか分かりませんが、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をいただければと思います。

委員 1： すみません。1つ、用語の説明をお願いしたいのですが、集約型都市構造というのは具体的に言うとどういうものですか。

事務局： マスタープラン本編の最後に用語集というところがございますが、「さ」と書いてあるところの5つ目のところになりますが、集約型都市構造（コンパクトシティ＋ネットワーク）というところに簡単ですが、説明をさせていただいているところがあります。内容について読み上げさせていただきますと「中心市街地周辺や鉄道駅などの交通結節点周辺において、生活に必要な都市機能が集積した都市構造のこと」ということとなります。

会 長： 基本的には国土交通省のほうから出てきている考え方でして、今までの自動車を中心とした、まちがずっと広がっていくような形ではなくて、今後、高齢化が進んできたり、車を使えない方がいらっしゃる中で、地域の中で核になるようなところでできる限りみんなで集まって住むような形にしつつ、その核自身を公共交通などでつないでいくような、そんな考え方を持って今後の都市計画を進めていくべきであるというときに使われているキーワードです。そういった形としてこの言葉が使われております。

委員 1： ということは、6つの地域生活拠点がありますね。JR穂積駅周辺は都市拠点で、あと地域生活拠点としてあります。ここを中心としたというように考えたら良いのですか、コンパクトシティというのは。

事務局： それぞれの拠点において、日常生活に必要となります、いわゆる商業施設であったり、医療施設であったりというところをある程度集約しながら、それらを公共交通で結んで利便性を高めるというような、考え方でございます。

委員 1： ということは、この地域生活拠点と公共交通ネットワークとの連携を踏まえた、一定の都市機能を集積した拠点という捉え方で良いわけですね。

事務局： はい。

委員 1： 分かりました。ありがとうございます。

会長： その他は、いかがでしょうか。

委員 2： 今のご質問に関係する質問です。初めて参加させていただいていますので、年末にいただいた資料を見ていたのですが、今の集約型都市構造、すなわちコンパクトシティ+ネットワーク、これを基本にこのマスタープランを作っているということですか。そういう考えで良いのですか。

事務局： はい。

委員 3： この計画書の中に低未利用地という概念が記されておりますが、具体的に分かりやすく、どういうことか説明をお願いしたいと思います。

会長： 低未利用地というのはどういう形で定義しているか、ということですね。いかがですか。

事務局： こちらも用語集に記載されておりますが、直接的には有効に利用されていない土地ということになります。都市計画の中で言いますと、建築をしていく、宅地化をしていくというところを見据えながら用途指定等を設定しておりますので、建築などの都市的な利用が図られていない、いわゆる市街化区域内の農地、そのようなところが都市計画上では低未利用地というような位置づけになっております。

会長： よろしいですか。

事務局： 補足で、今の委員 3 の質問にお答えします。7つの地域別構想の中にそのような言葉が出てくるところを少し見ますと、資料の 32 ページの本田地域、ここの 3 つ目に「低未利用地の計画的な活用」、また南地域で資料の 38 ページの 2 つ目に「低未利用地の計画的な活用」といったところが出てくるのですが、ここはもちろん市街化区域で、本来は住、工、商というようなそれぞれの土地利用に合わせた利用が促進されるべきであります。また、多くの農地が残っているというようなところを区画整理などにより基盤整備を行い、土地の利用促進を図っていくとい

す。

これはお金の問題もからんできますから、できることとできないことはあると思います。それはそれとして、マスタープランというのは、ある程度市民に夢を語るというのも1つありますけれども、現実的なところへもう少し引き戻して、こういうところを現に実施しているというような大きなプロジェクトのことについては、瑞穂市としてはこういうことを今やっていますということで、少し入れておいたほうが私は良いのではないかなと感じています。

会 長： とりあえず今のところはコメントという形で受けさせていただきます。ちなみに、よくこのようなもので基本計画としてマスタープランを策定した後に、行動計画という形でアクションプランみたいなものを作り込んでいくような、そういったスタンスをとることもあるにはあると思いますし、そういったところで具体の政策というのが、この基本計画のここに沿ったところで、このような事業が今計画されているのというような整理の仕方はできなくはないと思うのですが、なかなかマスタープランにそこまでの具体のことを書いてしまうと、それが、それこそ予定どおりに動かなくなったときに、その夢というか、基本構想まで崩れてしまうようなことにもなるので難しいところがあります。そのようなところもありながら、今のはまず意見として受け取っていただくということで、その他のご意見を受けたいと思います。よろしくお願いします。

委員 4： 言葉の確認なのですが、資料の18ページの土地利用構想の6番に「非住居系」と書いてあると思うのですが、「非住居系を基本とした土地利用を図ります」というのは、これは駅前ということになりますと空家利用という解釈でよろしいのですか。そこだけ確認したいと思います。

会 長： 資料の18ページの⑥の1個目の丸ポツですね。「非住居系を基本とした」というのはどのように解釈をすれば良いかという点ですが、いかがですか。

事務局： こちらは、その前段にあります「商業施設や、流通施設、業務施設等」というところで、いわゆる住宅ではない土地利用のことです。

委員 4： こういった施設で、空き施設を利用するということですか。現存する、今稼働している建物、施設等を活用してということで、そのような解釈でいいですか。

委員 2： 商業施設とか流通施設とかそのようなもののことですか。

事務局： そのようなもののことを言っています。

委員 4： それを全部含めて活用するということですか。

会 長： 多分これは、国道21号とか北方多度線とかそういったところの沿線のところになりますので、そこがメインですね。

委員 4 : なるほど。駅前ではないということですね。道路沿線の話ですね。分かりました。

会 長 : このような幹線道路の沿線ところの話ということですね。その他いかがでしょうか。

委員 5 : 資料の9ページのところなのですが、全体構想ということで、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」と書いてあるのですが、このマスタープランにおいて瑞穂市ならではというところはどこなのかというのがあって、この目標が4つあるのですが、これの優先順位とか、例えば安心して暮らすためのまちづくりをしているときに、どうしても自然のところを潰さないといけないというようなことが出てきたときにはどのようにするのかとか、この4つの整合性というのは、何か優先順位とか特徴とかのことも含めて何かあるのでしょうか。

会 長 : そうですね、何かを立てれば片方がうまくいかないことが多々ありそうだということだと思うのですが、その点はいかがですか。

事務局 : こちらは、目標として4つ並べさせていただいておりますが、それぞれの目標というのは、それぞれの地域や場所、それによって順位が異なってくるかと思えます。この中で4つのうち3つがあてはまる場所もあれば、もしかしたら1つだけのところもあるかもしれませんが、この目標を見ながら、その地域の特性を踏まえてそれぞれ検討していくような形になるかと思えますので、今どれがどれという順位は特にないかとは思っています。

委員 5 : このマスタープランが一番上位となって下の施策を決めていくときに、ここにも書いてあるのではないかと4つ対立したときには、順位があるということを示しておかないと、地域毎によって違うということはどこにも書いていないので問題が生じるのではないかと思います。

会 長 : 確かに、地域別構想のところを見ますと、場所によってはどちらかというと環境のほうを重視しているというか、前に上がっているという順番がなくはないですが、今のご意見はどちらかというとそのような中で混乱してしまうといいますか、ここに書いてあるけれどもどうなのだという話になるのではないかとということですね。

委員 5 : 例えばここで公園を作りたいというようなことがあって、公園を整備することになったときに、自然を守りたいという人がいて、マスタープランではどうなっているのかといったときに、4番、2番、3番ですか、上位概念を参照するときに問題が生じないのかということですか。

委員 6 : 確かにマスタープランの中で順位がというのはそうかもしれませんが、その地域、その場所、その計画によって個々に差が出てくると思うのです。ちなみに歴史ある文化を大事にするのということになると機能が損なわれるということになっていきます。それはどちらが優先されるの

かと。いきなりここで歴史的な文化遺産を残すということを書いてしまうとまちづくりそのものが停滞してしまうかもしれない。やはり個々の案件で協議していくしか仕方がないのではないかと私は思います。

会 長： 確かに今のお話でも、公園か、残すのかというところも何か違ったとい
いますか、自然を残しながらの公園化みたいなものがあるかもしれない
というようなそういったところになってくるのかもしれないですね。そ
ういう意味では確かに今委員6がおっしゃるとおり、ケースバイケース
によって議論を尽くす、あるいは行政の方と議論を尽くすような形にな
らないといけないのかもしれませんが。そのあたりを読み取れるようなこ
とはどこかに文言としては入っているのですか。いわゆる実際のところ
の。あまりそういった書き込みはないのですかね。
どちらかというところ構想の段階で終わっているの、実際の先ほどのご意
見と同じで、行動計画というか、アクションのところに関してはあまり
書き込まれていないということですね。

事務局： はい。

会 長： 今の点は、そのような意味では実際の進め方に関してのところかと思
いますので、今のところは意見として受け取っておきたいと思います。
その他はいかがでしょうか。

委員 1： 私は中小校下の者なのですが、ここでは「農・住・工の機能調和と歴
史、文化の活用による個性豊かな地域づくり」となっていますが、現実
問題として、農業に従事してみえる方が非常に困っています。果たして
農業をこのまま続けて良いのかどうか。土地利用ということに関して、
住民の方は非常に悩んでいるのです。と言いますのは、今我々のところ
や西小校下もそうなのですが、農業振興地域になっておりまして、そう
いう規制の枠の中にありますので、なかなか住民サイドでは身動きがで
きないような状況になっています。将来的に、果たしてこのような構想
で良いのかと。後継者の方も、土地利用については非常に悩んで見え
ます。確かに田園風景というところで環境を守るということも大事な
のですが、市民にとっては生活が第一です。生活を維持していくという
ことです。
今の中地域のまちづくり構想の中では、ほとんどがグリーン色です
から、緑づくりとして、このように打ち出してしまっているのかなとい
うことを私は思っています。
こちらの「農地の保全による農業の振興と一団の工業の操業環境を維持
するために必要な都市計画制度の検討を行います」というところにそう
いうことが入っていれば、それはそれで良いと思いますが、都市計画制
度の検討というのはどういうことなのか、ご説明をいただきたいと思
います。

会 長： ありがとうございます。言ってみれば、特に環境を守るというような
ことになっているとは言っても、そこにいる方は生活をしなければいけ
ないというところで、それが足かせになるような可能性もあるのではない
かということと、それと絡めてだと思っておりますが、資料の40ページ

目の2つ目のポツ、都市計画制度の検討というのはどういったことか、
こういった点について説明していただければと思います。

事務局： この地域につきましては、地域懇談会等でも色々のご意見をいただいている状況を踏まえまして、何か地域を活性化していくための施策も必要ではないかということもこの計画の中で考えてきたところでもあります。この近隣地域で言いますと、東海環状自動車道ができてきてくるとか、そのようなところを踏まえまして、まずは幹線道路沿線、何とかこれを生かせないかというところがあります。

それからもう1つは、雇用を生み出す工業導入地域等の検討を進めていきたいといったところが、このマスタープランで方針づけをしているところです。中地域で言いますと、マスタープラン本編になりますが、96ページの重点施策というところに記載をさせていただいております。96ページの下、重点施策の黄色い「市街地づくり」というところに「土地利用のルール、利活用の検討」というところで、活性化施策の1つとしまして特定用途制限地域で、これは建物等でどういったものを建てられる、建てられないというところを定めていくものになりますが、そういったところを指定しながら、もう1つは雇用等の確保というところで工業導入地域といったところの検討を進めるといったところがこのマスタープランで位置づけているところになります。

会長： いかがでしょうか。

委員1： 分かりました。

会長： ありがとうございます。なかなかパワーポイントでは、どうしても図を見ると緑が多くなっていますが、個別の重点施策の中にははっきりそのあたりは考えられているということかと思います。
その他はいかがでしょうか。

委員7： このマスタープランの資料の10ページからの将来都市構想を読ませていただきまして、現実に沿って早急にやらなければならないことを掲げておられると思っております。穂積駅周辺、または南海トラフの大地震対策、中地域におきましては、先般の10月に起きた遊水地における河川の氾濫等々においては、早急なる策を練らなければならない点だと思っております。先ほども委員1が言われましたように、これから高速道路ができてきますので、早急に企業誘致ができるような土地の確保も必要と思っております。そして、文化的財産の中山道におきましても、道路整備ができれば、中山道の歩行空間の整備もあげておられますし、また、グラウンド、公園整備に対しましても、先ほど委員5が言われました自然が大切か市民の娯楽のほうが大切かという意見は非常に考えさせられたところですが、そうした色々ところで我々は市民の声を聞きながら進めていかなければならないのではないかと考えております。

その中で、1つ、人が暮らしやすい都市、まちづくりというところで、昔、平成9年でしたか、旧巢南町でしたので3校区の小学校の1km四方で歩車道分離という策を打って、学校周辺の1km周辺の歩車道が整

備されたということがございました。子どもたちは非常に安全に、田舎の道ではありますが、きちんとした歩道を設置していただき車道と歩道との区別をしていただく計画があって、それが徐々に広がっていったという経緯があります。瑞穂市政15年ですが、その15年の間におきましても子どもたちを守る環境づくり、そして住宅も増えてきておりますので、そこから安全に子どもたちが学校に通うことができるような、いま一度の歩車道分離をきちんと整備していただき、1kmとは言いません、2km四方の整備を望めるようなお考えをお持ちかどうか。また、河川的环境についての2点についてお伺いさせていただきます。

会 長： いかがでしょうか。

事務局： 今、ご指摘にあるような具体的な歩道の整備ということについて、学校中心という位置づけはしていませんが、今具体的に動いているというのは学校、駅へのアクセス道路の整備というなかで、歩道というのは重要だと考えております。その辺は念頭に置いておりまして、具体的な整備というのは必要だと思っております。

それから、先ほども少し他の委員さんのご質問にもありました、自然と基盤整備をどうバランスを取っていくかということで、1つの例として、牛牧閘門が歴史的な構造物としてあるわけなのですが、逆を言いますと治水上、五六川流水を阻害しているという基盤整備、治水上の支障があるというものについても今は県のほうでこれを残しながら治水、河川改修をするというようなところの検討もされてきておりますので、先ほどの大きな4つの目標がございましたが、そこは1つ1つの案件で我々は目標に立った上で、自然も歴史的構造物も基盤整備、治水上の整備も大切だというスタンスで臨みたいという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員 8： 関連してですが、瑞穂市さんで動かしているかどうか分かりませんが、京都のほうで子どもたちの通学中に事故が起きたということを発端にして、「通学路交通安全プログラム」というのを瑞穂市さんと、それから警察署さんと県などの道路管理者のほうで作りまして、それに基づいて何年計画かで、歩道の整備をやるどころとか、簡易的な色を塗ったりして安全を確保するとか、そういったことをどこでどういうふうにやりましょうというプログラムを作って整備を進めているということがございます。

会 長： ありがとうございます。

委員 9： 関連ではないのですが、今まで、資料の29ページ、地域別構想で、地域については7つという形で、出てきたのですけれども、この資料をいただいて、要はこれから人口減少の状況になって、コンパクトシティを進め、それを交通ネットワークで結ぶといったことであろうけれども、いわゆる市街化区域については集約をしていかなければいけないということだと思うが、逆に市街化区域以外のところは、例えば西地区と中地区を分ける必要があるのか。ここの地域別構想、先ほどの本編の96ページと102ページを見比べてみるとほとんど差がない。たまたま7つ

に分けたのは、小学校が7つあるからではないのか。そのように実際は、市民は考えると思うのです。これを公共交通で結ぶにはどのような構想で、こうだというものを載せていかないと、それこそ絵に描いた餅だと指摘される。このようなネットワークのためにコミュニティバスが増えても、あれでいいのかということも非常に疑問がある。あれではとてもじゃないけれども車がなかったら生活できないといった状況なわけです。その辺との裏づけが全然市民のほうではピンと来ない。コミュニティバスの情報が入ってくる、「これはネットワークです」「これでネットワークなの」といったことになってしまうということで、この分け方自身も7つがいいのかどうか。もう一度根本にもどり、今までやってきたものは何なのかということになってしまうのかもしれないのですが、根本がどうなのかといったことと、先ほど委員1が言われたように、もう少し何かつけ足さないとこれだけだと何だという感じにしか取られないという感じです。

会 長： ありがとうございます。1点目のほうは、今までの議論の中でもそのお話があったかと思いますが、例えばこの拠点はこの数で良いのかとか、そのようなことも含めて、この地域、地区というものを今のところは今までの地区を踏襲しているのですが、今後を考えていくとそうとも限らないのではないかとということですが、今のご意見に関して事務局からは何かございますか。

委 員 9： 実際、生津地区と本田地区には境はないわけです、現実には。このようなものを2つに分ける必要があるのか。1つで良いのにと思われてしまう。そのような最初の根本の疑問に立ち返る。

事 務 局： 地域別構想、これは先ほどお話がありましておとり7小学校区で区分をしていますが、それぞれ地域の特性がございまして、特に西・中地域ということで今お話がありましたが、校区で分かれているということではなくて、一体的な土地利用が図られている地域ではないかということと、そのようなところも、もちろんあるかと思えます。ただ、この地域別を考えていく上で、今現時点でそれぞれの地域をイメージしていただく区域として一番分かりやすい、イメージしやすい区域が小学校区であるということが1つあるのではないかとということと、今はこのような形でまとめさせていただいております。それぞれの拠点化の位置づけであったり、地域の特性によってももちろんそれは変わってくることもあるかと思えますが、それはそれぞれで、また区域等も含めて検討していくことではないかと思えます。

委 員 9： 平成37年までですので、これはこれで良いと思いますが、そのころになれば人口減少、瑞穂市の場合は違うかもしれませんが、7区分にこだわるのではなく、その時点でもっと集約したものにしてほしい。この7年の間で、これは変わっていくかもしれませんが。

会 長： ありがとうございます。私も同じような意見を持っています。特に場所によっては、ちょうど真ん中に拠点となるべきところがあって、左右に分かれているようなケースもございまして、あるいはこのような線を引

いてしまうからこそ1つになれていないところももしかしたらあるかもしれないということを考えますと、今ご指摘いただいたとおりで、この7年を見据えて考える分においては、今までの歴史もあるでしょうから踏襲するということが決して悪いことではないとは思いますが、今後それこそ、子どもさんが減ってきているので、小学校が合併したらどうなるのといった話にもなりかねないので、やはり全体を見て地域のつながりを見た上で地域の区分を検討いただいたほうが良いと思います。ありがとうございます。

あと、もう1点後半のところ、公共交通のほうの指摘を委員9からいただいていたと思うのですが、その点についていかがですか。いわゆるこのような拠点を結ぶというものにしては、今のみずほバスが少し貧弱ではないかというようなコメントだったような気がするのですが、いかがですか。

事務局： 地域別構想の7つの区割りも含めて、都市計画マスタープランはどの市町も作られているなかで、将来を見据えると7つに細かく区分するというのもどうなのかという会長さんのご意見も確かにそうだと思います。それから今後、高齢化、先ほどの住居系の拠点をできるだけそういうところに持っていき、そこで交通アクセスを強化しようとしていくなかで、みずほバスがまだまだ弱い。その他に、例えばデマンドタクシーとか、買い物支援というようなところも今後、福祉だとかそういうところで検討はされてくると思います。既にご存じだと思いますが、みずほバスは、今の3路線をこの4月から4路線に、また、市外の本巢市、安八町へも広げるというような、公共交通としては随時見直しをしながら、しかも時間帯も夜へ延長するというところで、その辺は順次強化するという方向に向かっておりますので、ご理解いただければと思います。

会長： ありがとうございます。少し私も意地悪なコメントをしたのですが、こちらの公共交通、一番初めにご質問があったコンパクトシティ+ネットワークというなかでは、公共交通がいかに機能するかというのは非常に重要な位置づけになっているというのに対して、まだまだ都市計画マスタープランの中に公共交通があまり土俵に乗ってこないというところがあると思います。今回も何回かの議論の中で少しずつ入れていただいているのではないかと思います。そのような意味では昔に比べればずいぶんと入ってきているのではないかと思います。今後のまちづくりの中での公共交通は主役になり得るといえるか、逆に言うと車が主役のままではなかなか難しいところが出てくる可能性がありますので、そのような意識を今後もずっと持っていただければと思います。よろしくお願ひします。その他いかがですか。

委員6： 今の議論に水を差すようなことになるかもしれませんが、今まで何回か議論してきたなかで、またという空気もあるのですが、確かに公共交通機関の整備は必要ですし、利用される方も徐々には増えていると思うのですが、ただ、絶対数、多くの市民はマイカー利用者です。その少ない利用者、交通弱者も含めて、高齢者も含めて整備していくのはもちろん重要なことなのですが、8割、9割の市民が使う一般道路の整備も最優先の課題だと思うのですが、今のこのマスタープランの中では、現状の道路ネットワークのなかでの議論だけで、新たなという議論がない。例

えば、幹線道路とか国道21号、これは3車線化されて交通渋滞が緩和されるということですが、北方多度線の渋滞がどうなのか。慢性的な渋滞が起きています。特に北向きは昼間でも何十分か、朝晩すごい渋滞です。これをどうするのか。この中での重要路線でありながら大渋滞路線、地域みんなはこの路線を使っているかという、みんな裏道を走っているのです。それが現実なので、これの解消をまずプランとしてどうするのかというのが大前提にならないと、この地域間の連携というもなかなか現実的ではないというような気がします。具体的に北方多度線と西の道路の本田別府線、美江寺西結線、あの辺の道路をバイパス化していく。そのときに隣のまちとの連携が非常に重要になってくる。例えば本巢市、モレラ岐阜の西に南北の道路ができていますが、それがずっと南下して瑞穂市に入ってきたときにどの路線につながるのか。お互いのまちがそれぞれで都市計画を作って勝手にやっていると、結局境のところで食い違ってしまうってクランクの道路になってしまうというようなことがありますので、全体計画を作るときには、やはり隣のまち、隣接しているまちとのネットワークというのも考慮して作られたほうが良いのかなという気がします。

会 長： 特に道路網に関するコメントですが、よろしいですか。ご意見ということで、何かコメントはございますか。

事務局： 一言申し上げますと、瑞穂市ではこの都市計画審議会とは別に道路整備計画審議会というのを持っております。そのなかでも北方多度線の渋滞解消については実は色々な検討をしまして、これは県側というよりは市側の検討なので、それが採用される、採用されないは別ですが、そういうことについても常に問題意識を持って事業を進めています。さらに、拠点化のネットワークとしては本巢市、北方町、安八町、それと岐阜市、大垣市というところの道路整備の状況等も含めて検討していくというのも十分考えているというところをご理解いただきたいと思えます。

会 長： ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。

委員10： 先ほどおっしゃられました通学路についてですが、このごろテレビでニュースを見ていると始業式が始まったばかりの子たちが交通事故にあって、それはテレビのニュースではなく、瑞穂市でも起こるのではないかということがあって、ちょうど通学時間や下校時間は、出勤等の時間にもなりますので、ぜひそういうことも教育委員会と話し合っていたきたい。そういうのがあると良いなと思います。子どもたちが休み前、学校が始まるときには広報で安全を守りますという放送をしておりますので、話しをするだけでなく、市民の方たちも気を付けていただきと思えます。

もう1つですが、私は西地区に住んでおりますが、ここの河川、あの辺は自然環境とか、果樹園、花き、水田の風景とありますが、柿畑というのは西地区だけではなくて、中地区も南地区も穂積のほうでもいっぱいあります。それで今、市のほうでも富有柿発祥の地ということですのでぐ力を入れていることは痛いほど感じています。でも、現実が高齢化が進

んでいて、伐木、冬になると重機などで木が倒され、柿がどんどん減っていくのが目に見えています。農村風景というのはとても良いことだと思うのですが、これも時代で変わってくるのではないかと考えておりました。水田などは担い手の組織がありますので良いと思うのですが、果樹園とか梨もだいぶ減りましたし、柿もだいぶ減りました。それで、今農協では、活性化部会といって柿のPR全般、また、巢南柿農園では、高齢化により委託を受けた柿畑を55アール程度請け負い、栽培をしている組織ができました。また、瑞穂市だけでこういうことを言うのではなく、JAとか県の農林事務所もありますので、そういう組織と協力し合いながらこういう田園風景を守る担い手を作っていないと、発祥の地である自慢の富有柿がどんどん減っていくのではないかと考えます。

あと、後継者になる方も今はどの家があるかなというぐらい高齢者だけでやっていますので、ぜひ自慢の富有柿を残せるようにそういうものを作っていたきたいと思います。

それから、下水道なのですが、私の地域は下水道を整備していただきました。そこでは川はとてもきれいになって、ザリガニとかがいるようになって子どもたちも夏休みには楽しく遊んでいます。下水道事業がなかなか進まないというのを聞いていますので、ぜひ下水道事業のほうを進めていただければ瑞穂市ももっときれいになるのではないかと考えます。

会 長： ありがとうございます、3点ですね。1つ目は交通安全のところのことかと思えます。2つ目は果樹園の保全といいますか、そのようなことを都市計画だけではなく、もっといろんなところとの連携をした取り組みをということ。3点目は下水道の整備のところですね。何が事務局のほうからございますか。お願いします。

事務局： 1番目は、通学路交通安全プログラムの会議についてです。平成26年から瑞穂市では作っておりました、そのなかで通学路の安全を優先すべきところの優先づけをしております。具体的に言いますと、今は野田の五六川に歩道橋を造っております。そこは穂積中学校等へのアクセス路で、橋の上は非常に危険だということで、その会議で各施設管理者、警察等も含めた会議を行い、事業を進めております。また、そのなかで、歩道整備等の優先というものを考え、順に整備を進めていきたいと思っております。

それから2点目は、富有柿発祥の地ということで、西地区はまさに富有柿をPRするというところで市長をはじめ、非常に力を入れなければならないというところでもありますので、順次PR等も行っているところがございます。しかしながら、いかんせん生産者がだんだん弱体化しているところもありまして、柿振興会さんもあるなかで、市も協力して振興を図っているところがございます。

それから3番目、下水道については全体構想の中では、本編の44ページにあります。下水道が市全域にわたって計画があるなかで、西地区のところを見ますと黄色になっているところが下水道、それから穂積駅周辺はコミュニティ・プラントということで整備しておりますが、赤色の区域については全市的に公共下水道で整備するというプランを立てておりますので、今後も引き続きこの計画に沿って公共用水域の水質保全を進めていきたいと考えております。

会 長： それでは、委員 1 1。

委員 1 1： もう既に審議会委員は数回やらせていただいています、その都度色々なプランについて皆さんのご意見を受けて、ほぼ集約されておりますし、色々な具体的なご意見もありました。計画というのはそれで固まるわけではありませんし、常に見直し修正というのはあるのですから、その時点でご発言をお願いして進めていけば良いのではないかと思います。

今回のマスタープランは社会情勢の変化が1つと、もう1つは人口の推移、特に減少したりとか、瑞穂市は増えています、それから財政的な逼迫状況、こういうものの事情からコンパクトシティ化に進んでいこうではないかというこの2つがマスタープランの根幹にあると思うのです。地域によって、山あり、川あり、平野ありで、都市の形態は違いますので、それぞれの都市の持つコンパクトシティ化というのは違って当たり前なのです。瑞穂市あたりは平地ばかりです、非常に狭いエリアですからこの構想は進めていきやすいと思います。その際にさっきの4つの分野別方針や7つのエリアですか、そういうものをうまく結びつけるのはそれほど難しいことではないと思うのです。移動する時間も非常に短いです。ただ、早朝とか夜間とかそのようなときに安全な移動ができるようなことを考えると、公共交通機関、バス、オンデマンド、こういうものはもっと緻密にやる必要があるということが1つあります。

もう1つは、先ほども歩行者や通学者のご意見が出ましたが、瑞穂市は平地ですから、もっと安全に歩行者や自転車が通行して移動できるような整備というのが、これからは非常に大事だと思うのです。バスの本数を増やすと言っても絶対限度があります。維持費や負担は大変なことです、やはり市民が自分の足で、自分の自転車で動けるような道路整備、特に歩道の整備が必要です。それから信号機、私は近くで見ていると、牛牧小校区では十九条のバローから南の国道21号に至るまでの南北のところ、あそこは本当に信号機が少ないです。そこを登校する子どもがそれを横切って横断歩道を渡るわけです。今、横断歩道で止まってくれるような車はいないです。法令で決まっているのに。危ない思いをして通っている子たちを見ている。信号機は、これは市が作るわけではなく、県が設置するわけですから、この辺のことも考えて信号機とか歩道とか、安全に市民が移動できるようなネットワークは具体的な活動プランのなかで盛り込んでいただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。1点目は恐らくこの計画というのはどんどん変わっていくものであって、状況状況に応じてチェックしていくべきであるということかと思います。

あとは、バスの充実及び歩行環境とか自転車とか、そういったものを含めた安全性、信号機等々も含めたそのようなところでもっときちんと進めていく必要があるのではないかというようなご指摘かと思います。何かコメントはございますか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは委員 2。

委員 2： 私は今までの過去の経緯について、参加させていただいていないのですが、一応議事録には目を通させていただきました。今日まで3回行われていまして、色々な話が出ていますよね。下水道から、農業政策、駅前開発や商業機能、朝日大学周辺の計画もありましたし、土地利用や区画

整理といった話から、駅の移転や庁舎問題、さらに庁舎の移転まで出てきている次第でございます。ほとんどのことが今までの話し合いで一応出し切っておられるのではないかと考えています。あとは、個々の意見を言い出しますとマスタープランとして切りがなくなるのではないかと考えています。私も個人的に満足しているわけではありません。

実は、言いたかったことは先ほど委員6が言われていた北方多度線の渋滞の問題でありまして、前に議会で「道路を拡幅するわけにはいかないから交通量を減らす方向で考えたい」という答弁をしております。ということは新しい道路網、本巢市に抜ける道路網を本当に計画されているのかというところがあります。また他市町との連携といったこともあります。本巢市の藤原市長が年頭の挨拶で連携をと話されましたが、まさに連携方式が重要と思います。そのようなこともこのプランに反映されているのかどうかよく分からない。しかし私の意見ですが、全体のマスタープランとしてはこれが限度ではないかと考えております。以前の協議で校区の問題も出ていましたが、ひょっとすると小学校の統廃合が行われるかもしれない。学校区を基本に7つに分けて計画されているのですから、統廃合が行われればその時点で当然計画も変わってくるわけです。ようは社会情勢が変われば計画の見直しも必要ということになります。

あと、下水道の処理場問題も出ておりましたが、マスタープランとしてはこれを基本ベースとして進め、他に明記してほしい意見は意見書として附帯できるのであれば、そのようにしてはどうかと思います。

会 長： 意見を附帯することはできます。

委 員 2： そのような意見でとりまとめて、答申の作成にかかるべきではないかと私は個人的には思っております。これは意見でございます。

会 長： ありがとうございます。いかがですか、今のご意見に関してよろしいですか。

おっしゃっていただいたとおりで、かなりいろんなことを議論させていただいているなかで、どこまで書き込むかというのは難しいところが現実のところでは。大よそ意見が出尽くしてきたかとは思っているのですが、よろしいですか、何かご意見はございますか。

今そうした意見のお話もいただいたのですが、今日、全体のご意見をいただいているなかで私自身なりにとりまとめて考えますと、1つは、この後の具体の計画との整合性はどうか、あるいは今後の状況でどんどん変わっていくところがあるというようなご意見が多かったと思います。そのようなことを考えますと、やはり社会情勢とか現状等々の変化を見ながらというか、恐らく今まとめていただいたマスタープランに関してどこか間違っているとか、どこかおかしいといったような本質的なコメントはほとんどなかったかとは思っています。そのような意味では、この案をベースとさせていただいて良いと思っています。

その中で、ただし、これに少し外れた形になってしまうのかもしれませんが、この先を考えた場合、状況の変化、社会情勢の変化等々によって恐らく見直しが出てこないといけないはずだと思います。そういった意味で、今後の社会情勢とかそういったものの変化に対応して適宜見直しを図る、そのようなところは必ず必要になってくるという意味で1つの

意見とさせていただきたいと思います。

もう1点が、皆さん少し関連するところではあるのですが、これが現実として具体化させていくためには、他の部署であったり、他の団体の方、あるいは県であったりそのようなところと連携して進めていく必要があるかと思しますので、他部署、他団体等と連携して具体的に進めるような努力をいただくというところ、この2点を附帯意見とさせていただいて答申するという、その方向で進めさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この(1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(案)につきまして、「案を適当であると認める」旨に、附帯意見を付して市長に答申するものとしたと思います。記載の方法については私のほうに一任いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について

会 長： 長い間ご議論いただいたのですが、もう1つ議題がございます。(2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： それではまた引き続き、前のパワーポイントで説明をさせていただきます。

(2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)についてになります。順に説明をさせていただきます。

こちらの地区は、瑞穂市の南部、安八町との行政界付近のキッカーマンソイフーズ岐阜工場とほづみ園が建っている地区に位置しています。また地区の西側には、安八スマートICへアクセスする県道十九条宝江線、また東側には、土地区画整理事業により整備された犀川地区に近接しております。この地区では、既存工場等の施設を含む新たな産業拠点の形成を目的に、地区計画による土地利用誘導を図っております。

次に、今回の変更を行う背景と目的について説明をします。

今回の変更については、宝江地区の地区計画区域内の土地利用をこれまでどおり継続していくために法律の改正に合わせて行うものです。具体的には、平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法に新たな用途地域の類型として「田園住居地域」が創設されました。また、これに合わせて建築基準法の一部が改正されることとなります。こちらは平成30年4月1日の施行となっております。この建築基準法の改正によりまして、建築基準法別表第2にあります、用途地域内等の建物の制限の区分にも同じく「田園住居地域」が追加されることになり、項がずれることとなります。

具体的に説明をさせていただきますと、こちらが建築基準法の別表第2の変更箇所となります。左側が改正前になりまして、右が改正後になりますが、こちらの(と)項の後ろに(ち)項として「田園住居地域」が追加されます。それに伴いまして、それ以降の項が1つずつずれてくるということになります。

続いてこちらが、現在の宝江地区の地区計画の内容となります。上が現行のもので、下が変更後のものになりますが、赤枠で囲った部分について、建築物等の用途の制限のなかの、「(ぬ)項」であったものが改正

によって「(る)項」になるというものになります。したがって現実的な規制の内容には変更はなく、この項だけ変更するものになります。以上が建築基準法の改正による、地区計画の変更となります。もうしわけありませんが、戻って一部訂正させていただきます。先ほど説明させていただきました道路の名称が間違っておりまして、「県道十九条宝江線」と言いましたが、こちらは「一般県道美江寺西結線」となりますので、訂正致します。また前後して申し訳ないのですが、この変更に関する経過と今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。これまでに原案と案につきまして、それぞれ2週間の縦覧を行っております。縦覧者は0名で、意見書の提出もありませんでした。本日の審議会でのご審議の後、答申いただけましたら、今後県の協議へと進んでいきます。また、その後は都市計画決定に向けた準備と4月1日の施行に向けて条例の一部改正を行っていきたいと考えておりますので、3月の議会の上程に向けた作業を進めていく予定であります。以上で説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。ただいま事務局のほうから議題の(2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)ということでご説明をいただきましたが、今ご説明をいただいたとおり、基本的には項ずれと言いましようか、建築基準法の改正のところによって、いわゆる、いろはにほへの(ち)以降が(り)に流れてしまうところの改正になりますが、何かご意見はございますか。

委 員 9： 少し分からないのですが、法律改正なると例えば今までやっていたこままでの高さが今度はできないとか、そういうことではないのですか。

会 長： ないです。新しい考え方の「田園住居地域」というのができて、それが住居系の下に入ってしまったので、それ以外のものの項の番号がずれてしまっただけですので、何も変わらないということです。

委 員 9： それは瑞穂市では宝江地区だけが該当するということですか。他のところはないということですか。

事 務 局： はい。

会 長： 他はいかがですか。よろしいですか。
それでは、この議題につきましてはお諮りさせていただきます。(2)岐阜都市計画地区計画(宝江地区)の変更(案)につきまして案を適当と認めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございます。それでは、こちらの件につきまして、本審議会において「案を適当であると認める」旨、市長に答申することと致します。

本日、審議を予定しておりました議題は以上です。
事務局から連絡等はございますか。

事務局： 特にございません。本日は大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

会長： それでは、本日の予定はすべて終了しましたので、以上をもちまして、都市計画審議会を閉会致します。本日はお忙しいところ貴重なお時間をいただき、また熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。